

新卒採用  
を支援！

令和6年度版

# 新規採用活動支援事業補助金

詳しくは  
市HP掲載



市内中小企業の人材確保と大学生等の市内就労を促進するため、自社で管理する採用関連ウェブサイト等を活用した採用広報活動に取り組む企業を支援します。



## 1. 対象となる事業所等の主な条件

市内に主たる事業所又は従たる事業所を有する中小企業等

※本社が市内にある中小企業等の場合は就業場所が市内を含む求人を行い、

本社が市外にある中小企業等の場合は就業場所を市内に限定した求人を行っていること

※市税に未納が無いこと

## 2. 対象経費

以下のア、イいずれかに該当する経費

(ア) **新規学卒者を対象**として実施する自社で管理する採用関連ウェブサイトの制作・改修にかかる経費

(イ) **新規学卒者を対象**として実施する自社で管理する企業紹介動画の制作にかかる経費

※補助事業の**完了日が令和6年7月1日から令和7年2月28日まで**であるものに限り、

完了日は「補助事業にかかる経費を支払った日」となります。

## 3. 補助額

対象経費の(ア)(イ)のいずれか 1事業所あたり上限20万円

※**令和5年度に当補助金の交付を受けたことがある場合は1事業所あたり上限10万円**

補助率：対象経費の2分の1

## 4. 申請期限

補助事業完了日から起算して30日を経過する日

もしくは**令和7年2月28日のいずれか早い日まで**。

期限が短くなっています！  
ご注意ください！

## 5. 申請書類・申請方法

最新の情報を新潟市ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

新潟市HPサイト内検索

新規採用活動支援事業

検索

## 6. 申請時の注意事項

裏面に申請に関する注意事項を掲載しています。申請の前にご確認ください。

<お問い合わせ先>

新潟市役所 経済部 雇用・新潟暮らし推進課

電話：025-226-1642 FAX：025-228-1611

住所：〒951-8554 新潟市中央区古町通7-1010 古町ルフル5階 MAIL: koyo@city.niigata.lg.jp

# 新規採用活動支援事業補助金 申請時の注意事項

## 1. 昨年度からの変更点について

令和6年度版「新規採用活動支援事業補助金」は、令和5年度の内容から補助限度額や申請期限などを変更して実施いたします。これまでに申請したことがある場合でも、改めて申請方法等をご確認ください。ご不明な点はお問い合わせください。

## 2. 採用広報活動について

本補助金は、主に新規学卒者を対象とする自社で管理する採用関連ウェブサイト等を活用した採用広報活動にかかる経費を補助するものであるため、提出資料等において新規学卒者を対象としていることが確認できる必要があります。

新規学卒者を対象としていることが確認できない場合は、補助対象外となる可能性がありますので、ご注意ください。

## 3. 補助事業の完了日について

補助事業の完了日は「補助事業にかかる経費を委託会社等に支払った日」です。令和6年7月1日から令和7年2月28日までである必要があります。ご注意ください。

## 4. 申請期限について

補助事業の完了日（＝経費を支払った日）から30日以内、もしくは令和7年2月28日のいずれか早い日までに申請書類をご提出ください。ただし、申請額が予算上限に達した場合は申請期限前であっても受付を終了いたしますのでご了承ください。

※詳細は新潟市ホームページに掲載しています。  
ご不明な点は、新潟市雇用・新潟暮らし推進課まで  
お問い合わせください。